

平成24年度
第1回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成24年8月23日（木）

午後1時30分～3時20分

場所：太子町役場 第2会議室

太子町生活福祉部町民課

平成 24 年度第 1 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 24 年 8 月 23 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 10 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 23 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

② その他

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：平田 孝義 福井 輝昭 森澤 英一 龍田 孝夫
 山木戸 淑子 松浦 秀樹 高木 圭介

欠席委員：なし

4. 事務局

町長 北川 嘉明
町民課長 森川 勝 係長 池田 誠 主事 佐々木 剛志
税務課長 三輪 元昭 係長 田中 幸代

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会 森川課長

2. あいさつ 平田会長

北川町長

3. 会議録署名委員の指名
会長が森澤英一委員と松浦秀樹委員を指名

4. 議題 平成 23 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

池田係長：「資料 1 平成 22 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（参考資料）
について説明

会 長：休憩したいと思います。

会 長：資料 1 の 6 ページ、22 年度から 23 年度にかけて、療養の給付等の件数が増
加しているのに、金額が減っているのはどういうことなのでしょうか。

森川課長：22 年度は入院の件数が多く、医療費が高額な方が多かったです。23 年度の入
院だけを見ますと、最高の方で 500 万円程でしたが、22 年度は 900 万円を超
える方がいらっしゃいました。高額な方が多ければ、件数は少なくとも大き
な金額になりますが、23 年度は件数が多くても高額の治療費がかからない方
が多かったために、費用額、保険者負担額は減っているものと考えています。
実際、22 年度は、心臓のバイパス手術など高額の手術が多かったです。

会 長：件数はあまり関係なく、病気の内容次第ということでしょうか。

森川課長：ただそれは入院についてでして、入院外、通院については右肩上がりになっ
ています。当初予算は 3 % の伸びを見込んで編成していますが、4 月から 7
月まではほとんど伸びがなく、場合によっては下がるぐらいの実績でした。
しかし、8 月診療以降は高額な支出があり、予算が足りない状況となりました。
大きな手術の時期等にも影響されますし、医療費の伸びを予測するのは
難しいものがあります。これは全国的にも同じ傾向でした。

龍田委員：気候にも左右されるのではないのでしょうか。

森川課長：そうですね。実は今年もかなり増えておりまして、予算を前倒しで使ってい
る状況です。やはり暑さなどの気候に左右されるのでしょうか。

龍田委員：熱中症の患者さんもかなり多いようですね。テレビ等の報道では死亡された
方もおられるとのこと。4、5 月は気候もよく、体調管理もしやすいので
しょうが、これだけ暑くなると体調不良の方が多くなり、その分医療費も上

がってくるのだと思います。

山木戸委員：資料 13 ページの「保険税収納状況」についてですが、現年分調定額は請求される金額ということでしょうか。

三輪課長：そのとおりです。

山木戸委員：では、その内の 90.1%が収納されたとのことですね。では、滞納繰越分の調定額とはどういうものなののでしょうか。前年度の滞納額の合計ということでしょうか。

三輪課長：今まで積み上げてきた滞納分の金額になります。たとえば昨年度当初に 100 の調定額があり、うち 10 を徴収したとしたら、滞納額は 90 になります。この 90 に対し、現年分のうち収納できなかった金額が上乗せされることになります。それが多かったら、昨年度当初を超えて 110 になることもあります。現年分の徴収率が高く滞納繰越分が減れば、昨年度が 100 でも、本年度は 90、ということもあります。我々としては、滞納繰越分の対策も必要ですが、滞納繰越分への上乗せ額を圧縮させるために、現年分の徴収率を何とか上げないと、と考えています。

山木戸委員：仮に A さんが前年度に滞納していたら、今年の税額と去年の税額の両方を払わなければいけない、ということでしょうか。そうすると厳しいですね。

三輪課長：そのとおり、厳しいです。本来は一括でお納めいただきたいのですが、分納などの対策を講じるとともに、とにかく現年分を納期どおりに納めていただきたいと考えています。

山木戸委員：では滞納繰越分よりも現年分を先に、という形でされているのでしょうか。

三輪課長：第 1 ステップの納付指導としては、「現年分は納期どおりに納めていただく、滞納繰越分については例えば 12 か月に割るなどし、現年分とは別に分納していただく」というものです。ただ、昨年度に滞納された方が、収入状況が改善されない限り、現年分と滞納繰越分を並行して払う、というのは難しい状況です。

山木戸委員：では、滞納繰越分の収納率 17.8%というのは、逆に言えばご苦労されているということですね。

三輪課長：そうですね。厳しいといえば厳しいです。

会 長：休憩中にも関わらず、質問ありがとうございます。では、これより会議を再開します。他に質問ありますでしょうか。

山木戸委員：共同事業とはどのようなものでしょうか。

森川課長：「兵庫県下の共同事業」という意味で、県下の全市町が加入している兵庫県国民健康保険団体連合会が行っている再保険化事業のことです。1,000万円程度の高額医療が発生すれば、その年度のみ医療費の支出が高くなることになりますが、その分のかんりの部分を連合会が補填するという制度であります。80万円を超える部分、例えば医療費1000万円の場合ですと920万円分は、共同事業の中で算定し、交付金として入ってきます。ただ拠出金の算定方法は3か年平均で計算されるため、交付金が多額に交付された場合は、後々拠出をしていかなければならなくなります。ただ最終的には、兵庫県下のどこの市町も同じレベルになります。年度間では医療費に波があるため、国や県の補助金もありますが、これを救おうという市町の保険であります。

山木戸委員：医療費が少なければ拠出金額は少なくなり、高額医療が生じれば翌年度の拠出金額が高くなるということでしょうか。

森川課長：そのとおりです。

福井委員：では市町ごとに拠出金額は異なるのでしょうか。

森川課長：異なります。

福井委員：それはどのような割合ですか。

森川課長：80万円以上の高額医療費については医療費割のみで算出され、その59%が算出根拠となります。一方、30万円以上の保険財政共同安定化事業については均等割があります。医療費の59%分が2分の1と、均等割が2分の1で算出されます。この算出根拠は平成18年度頃に決められたものです。実際の作業は国保連合会が行っており、実績が決まれば自動的に算定されます。精算についても、年度末の2～3月あたりで行っております。

会 長：他にございませんでしょうか。ないようであれば、続いて資料2 決算書の説明へ移ります。説明よろしく願います。

池田係長：「資料2 決算書の説明」

森川課長：すみませんが資料の訂正をお願いします。「資料2 決算書の説明」の8ページ、「また、消費税増税で話題となった社会保障と税一体改革関連法案は平成24年7月に可決され、」と書いてありますが、参議院を通過したのが8月10日、公布が昨日だったかと思いますので、「7月」を「8月」に改めていただきますようお願いいたします。

会 長：何か質問はございませんでしょうか。ないようであれば、引き続き平成23

年度の上位 10 疾病について事務局より説明をお願いします。

池田係長：「上位 10 疾病の説明」

会 長：何か質問はございませんでしょうか。

福井委員：決算書の質問となりますが、葬祭費として 1 人 5 万円支出しているとのことですが、葬祭費の包みとしては、どのような名目でお渡しするのですか。

森川課長：包みでお渡しするのではなく、口座へ振り込んでおります。世帯主から葬祭の礼状を付けた上で振込口座等を申請していただき、その口座へ振り込みを行っております。

福井委員：第三者納付金について、一時立替払いを行い第三者に請求するとのことですが、立替払いした分については 100%回収できているのでしょうか。

森川課長：ほとんどが交通事故のケースになります。任意保険に入っていない方について、自賠責の上限 120 万円を超える賠償額は本人に請求するしかありませんが、どうしてもお支払いいただかず、求償事務を委任している国保連合会が回収を放棄せざるをえない場合もあります。無保険の方もいらっしゃいます。

福井委員：連合会が個人の方へ求償するのですか。

森川課長：そのとおりです。最終的には町が行くこととなりますが、本人と連絡がつかない場合もあります。

福井委員：連絡がつかないケースは毎年発生しているのですか。

森川課長：数年に 1 回程度です。個人情報になるので詳しくは言えませんが、例えば、子どもが親の車を運転したが、その車の任意保険は、子どもさんは対象でなく夫婦限定であった場合、子どもの運転は無保険運転となります。この場合は加害者の方と話しをし、200～300 万円お支払いいただきました。

福井委員：連絡がつかない場合はどうするのですか。

森川課長：放棄せざるをえません。税の徴収でも同じことが言えますが、どこに行かれたか分からない場合も発生しています。

会 長：ほかにごございませんでしょうか。

松浦委員：滞納繰越分について、個人情報になるかもしれませんが、滞納者は太子町に何名ぐらいいるのですか。

三輪課長：国民健康保険税のみの滞納者は500名程です。しかし町民税や固定資産税、軽自動車税など他の税目もあり、複数の税目を滞納されている方もいます。

松浦委員：徴収は郵便物で督促するぐらいですか。

三輪課長：臨戸訪問も行っています。ご本人と相談し、毎月一定額の分納や、訪問日を約束しての訪問など、状況に応じて対策を講じています。話が整い納めていただいている方も結構いらっしゃいますが、どうしても納付が追いつかず、現年分が滞納繰越となってしまう方もいらっしゃいます。

会 長：他にございませんか。他にご意見もないようなので、本日の協議事項については承認させていただく、ということでよいでしょうか。

(会場異議なし)

会 長：では承認ということにさせていただきます。今後も健全な国保事業運営をお願いします。その他連絡事項はありますでしょうか。

森川課長：「補正予算第1号及び報酬振込について報告」

会 長：他にございませんでしょうか。本日の会議はこれですべて終わりました。閉会したいと思いますがいかがでしょうか。まだまだ暑い日が続いております。委員の皆様につきましては体に十分お気をつけになりまして、これからもこの運営協議会をよろしくお願いいたします。ご苦勞様でした。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成24年 9 月 14 日

議長（会長）

平田孝義

署名委員

松浦秀樹

署名委員

森澤英一